

公募型プロポーザルに係る手続開始のお知らせ

次のとおり提案書の提出を求めます。なお、本業務にかかる契約の締結は、当該業務に係る平成29年度予算が成立し、予算の配当がなされることを条件とするものです。

平成29年1月12日

世田谷区

1 業務の概要

(1) 件名

(仮称)世田谷区空家等対策計画策定及び空家等実態調査業務委託

(2) 業務内容

空家等の実態調査

ア 空家等の現地調査

イ 空家等の所有者等調査

ウ アンケート調査

エ 調査結果報告書の作成

(仮称)世田谷区空家等対策計画の策定

(3) 履行期間(予定)

契約の日(平成29年4月下旬頃)から平成30年3月23日(金)

2 提案限度額

9,700千円(消費税込)

3 プロポーザルに参加できる者の資格

(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しないこと。

(2) 世田谷区の競争入札参加資格者名簿に登録されていること。また、同条第2項により措置を現に受けていないこと。

(3) 世田谷区から入札禁止又は指名停止の措置を受けている期間中でないこと。

(4) 都道府県民税・市町村民税に滞納がないこと。

(5) 世田谷区の物品買い入れ等競争入札資格で、営業種目「都市計画・交通関係調査業務」を有すること。

(6) 法人として同種・類似業務の実績があること。

同種業務: 都内市区町村又は、東京都近郊の政令指定都市における、空家等実態調査、空家等対策計画の策定に関するいずれかの業務

類似業務: 都内市区町村又は、東京都近郊の政令指定都市における、都市整備に係る実態調査、計画策定・改定に関するいずれかの業務

4 選定スケジュール(予定)

- (1) 手続き開始の公告 平成29年1月12日(木)
- (2) 説明書の交付期間 平成29年1月12日(木)から平成29年1月23日(月)
- (3) 参加表明書提出期限 平成29年1月23日(月)午後5時まで
- (4) プロポーザル招請通知 確認次第順次
- (5) 質問書受付期限 平成29年2月3日(金)午後5時まで
- (6) 質問回答書送付日 平成29年2月10日(金)
- (7) 提案書の提出期限 平成29年2月24日(金)午後5時まで
- (8) 一次審査(書類審査) 平成29年2月27日(月)
- (9) 一次審査結果の通知 平成29年3月10日(金)
- (10) 二次審査(ヒアリング、プレゼンテーション) 平成29年3月17日(金)
- (11) 審査結果の通知 平成29年3月24日(金)
- (12) 契約予定日 平成29年4月下旬

5 説明書の交付

- (1) 交付期間 平成29年1月12日(木)から平成29年1月23日(月)
- (2) 交付場所、方法
世田谷区防災街づくり担当部建築安全課にて窓口配布(土日、祝日を除く午前8時30分から午後5時まで)

6 参加表明書の提出

- (1) 提出期間 平成29年1月12日(木)から平成29年1月23日(月)
- (2) 提出書類
参加表明書
法人概要
法人実績
に記載されている実績が確認できる資料(契約書の写し等)
- (3) 提出先、提出方法
世田谷区防災街づくり担当部建築安全課に持参(土日、祝日を除く午前8時30分から午後5時まで)又は、郵送(宅急便、書留等、送達確認ができるものに限る。提出期限の午後5時まで必着)

〒154-8504 世田谷区世田谷4-21-27
世田谷区防災街づくり担当部建築安全課
電話番号 03-5432-2512

7 提案書の提出者を選定する基準

参加表明では、提案書の提出者の選定は行わず、参加資格の確認を行う。参加資格が確認できた者には、招請通知を送付し、参加資格が確認できなかった者には、確認できなかった旨を通知する。

8 提案書を特定するための評価基準

(1) 一次審査

法人実績

予定技術者業績実績

業務実施体制

業務工程表

業務内容

特定テーマに対する提案

資料作成能力

(2) 二次審査（プレゼンテーション）

説明内容

取り組み姿勢

コミュニケーション能力

実現性

9 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約保証金 免除

(3) 契約書作成の要否 要

(4) 区は、本件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称並びに提案を特定した理由（審査経過等）を公表することができる。

(5) 審査の結果、第一順位の提案者を委託先の第一候補者として委託内容の詳細及び仕様について協議を行い、区及び候補者双方の合意に基づき契約を締結する。

(6) 本プロポーザルは契約候補者の選定を目的とし、区は選定された提案書の内容に拘束されないものとする。

(7) 参加表明書及び提案書の作成・提出などにかかる費用については、区は一切負担しない。

(8) 本選定過程で提出された資料等は返却しない。

(9) 参加表明書又は提案書に虚偽の記載をして提案者、若しくは審査の公平性を損なう行為を行った提案者は、失格とする。

(10) 本件の契約は、本件計画策定に係る予算を含む平成29年度一般会計予算が成立しない場合は締結しない。